

平成27年度 地域ケアプラザ事業計画書

1 施設名

社会福祉法人横浜共生会 新吉田地域ケアプラザ

2 事業計画

今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのようにおこなっていくのか、具体的に記載してください。

地域の現状と課題について

担当地区である新吉田地区の高齢化率は約24%と、区内で第1位の高齢化率です。今後急増する要介護者への受け皿として、地域包括ケアシステムの構築が言われ、特に認知症と独居高齢者への対応を、複合的な在宅介護で行うことが示されています。その中核を担う地域包括支援センター機能を持つ地域ケアプラザは、地域包括ケアシステムの実現に向けて、地域ケアプラザ内の他職種が情報共有を密にし、役割分担しながら内部連携のもとで業務に取り組んでいきます。その活動の中で、各々の職種の専門性を発揮し、支援の充実を図っていきます。

地域ケアプラザ・区職員との、地域の情報共有（個別案件等）についてはこれまで通り、毎月実施してその充実を努めます。それまで毎月実施してまいりました地域ケアプラザ・区社会福祉協議会・区職員の3者での情報共有の機会を、その内容を踏まえて、昨年度より四半期に一度の実施としました。やすらぎの家（ボランティアセンター）がある等、情報共有する機会が多くある地区の特性から、3者による情報共有は引き続き四半期に一度の実施とします。その他の情報共有の機会も含めて総合的に、その情報共有を活かした支援をしていきます。

ひっとプラン港北は、平成27年度が現計画の最終年度となり、次期計画（平成28年～32年度）の策定年度でもあります。現計画の推進、振り返り、次期計画の策定に向けて、区、区社会福祉協議会と協働して、サポートスタッフの役割を、積極的に担っていきます。

地域の方々から地域ケアプラザの運営について、ご意見を頂く機会として、運営協議会を年に2回開催して、その意見を反映させた運営に努めていきます。区職員以外の運営委員は、地域ケアプラザの運営について日頃よりご理解・ご協力頂いている、連合町内会会長はじめ民生児童委員や老人会、医師、歯科医師、薬剤師等地域の福祉・保健活動でご活躍される方々で、長年、委員となってくださっております。そのため、様々な意見をいただくことができ、そのことが職員間で話し合う機会となっております。今後も、委員皆様に忌憚なくご意見を言っていただける雰囲気を持つ運営協議会を開催し、地域の実情を知り、地域ニーズを把握する機会として有効に活用していきます。

ア 施設の維持管理について

平成7年に開所して20年が経過します。現状では建物自体に事業運営に支障をきたすような問題は認められません。担当職員及び委託業者により建物・設備等の保守点検を定期的実施して異常の早期発見に努めます。必要に応じて修理・修繕を実施して事業執行に支障きたすことのないよう安全管理に努めます。

イ 効率的な運営への取組について

毎月開催する職員会議等の中で、部門にとらわれることなく全職員が情報共有し、4部門の機能と専門性をいかに地域に活かせるかを常に考察して事業運営に取り組んで参ります。また、限られた予算の中で効率的な運営を行うために、各職員が予算管理を意識して、資源の有効活用に心がける等、経費の削減に取り組めます。

ウ 苦情受付体制について

苦情や要望に迅速かつ適切に対応できるように、法人の福祉サービスに関わる苦情解決運用要領の中で、法人内苦情受付担当者、第三者委員会、苦情解決責任者及び苦情解決調整委員会が設置されています。また職員の人権意識の現状把握、啓発及び研修を目的として、人権委員会を設置し本制度を補完しています。事業所長は苦情解決調整委員、地域包括支援センター社会福祉士が苦情受付担当者を担い、館内に掲示しています。客観性の確保などご利用者の立場に配慮した苦情解決第三者委員4名が配置されています。苦情解決第三者委員に直接話し易くすることを目的としたポストが、館内入口に設置されています。

また、館内入り口脇にご意見箱を設置し、様々なご意見をいただいています。

介護保険事業ではサービスご利用時の重要事項説明書に苦情相談受付窓口について明記しています。受付担当者をはじめ公的機関の苦情相談窓口等、丁寧な説明を引き続き心がけます。

苦情受付担当者	鎮目里佳	社会福祉士
苦情解決委員	津國久美子	所長
苦情解決責任者	村松紀美枝	理事長

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

緊急連絡網及び緊急時の対応マニュアルを活用して、迅速かつ適切な対応に努めます。今年度も6月と11月に防災訓練を計画し、通報訓練・初期消火訓練・避難誘導・救命訓練を実施して、職員等の防火意識の啓発と資質の向上に努めます。また防火管理体制表に沿った訓練を実施し、避難誘導時の各職員の役割分担を再確認します。併設の入所施設とともに、近隣施設と近隣町内会や自治会、横浜市立新田小学校との災害時応援協定による応援協力のもと、緊急時の迅速な対応に備えます。ケアプラザ閉館時は併設施設の防犯等緊急時に備えた宿直体制と連携しています

オ 事故防止への取組について

ひやりハットを含む事故情報について、日々のミーティングや毎月の定例会議等で、職員間での情報の共有、事故原因の検証を迅速に実施し、再発防止に取り組めます。建物や設備等については、日常点検と委託業者による定期点検を実施して、事故の発生を未然に防ぐよう環境整備に努めます。

貸館事業では、備品等の日々のチェックによる環境整備を行います。通所介護事業では、事故が発生しやすい場面ごとのチェックシートを利用して日々振り返り、業務の見直しと研修により業務の標準化を図り、事故防止に努めます。また、昨年度の送迎車両の事故を踏まえて、定期的なドライバー会議を開催して、運転手自身で、運転慣れが事故を引き起こすという意識を高める事の大切さを、繰り返し注意喚起し、その啓発活動に取り組み、安全運転に取り組んでいきます。

個人情報の取り扱いについては、個人情報の利用目的や基本方針を館内に掲示するとともに、職員の研修、その取扱いについて、チェックシートによる振り返り、確認を実施します。今年度は特に各自がその“ルールを守る”という意識を高めて、漏えい事故に防止努めます。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

法令及び横浜市の個人情報保護条例や法人の個人情報管理規程に基づいて、適切な対応に努めます。事業所長は個人情報管理者を担い、事業所における適切な個人情報管理に関する取り組みを推進する責務を負っております。個人情報保護に関する基本方針や個人情報の利用目的について等を館内に掲示して、個人情報保護の意識を高めます。職員は個人情報漏えい事例の情報共有等の研修の機会を持ち、また個人情報漏えい防止チェックシートによる自己点検での振り返りを実施して定期的な注意喚起に努めます。職員各自が、忙しくても、その取扱いルールを守るという意識を高めています。

キ 情報公開への取組について

運営協議会や法人機関紙「共生」やケアプラザ広報紙「てっぺんひろば」の発行、法人、区のホームページ、介護保険事業では介護サービス情報公表などにおいて、地域の皆様に、わかり易く親しみやすい手段・方法での情報公開に努めます。
地域交流部門のブログも有効に活用して行きます。
また、当法人が提供するサービスを安心して利用できるよう理解と信頼を促進することを目的として、法人の情報公開規程に基づいた情報公開に取り組んでいます。

ク 環境等への配慮及び取組について

横浜市のゴミの減量化・資源化・省エネ・緑化の推進に積極的に取り組んで参ります。毎月、生ゴミ、プラゴミ等種類別にゴミを測量して数値で示し、職員の減量化への意識を高めていきます。
夜間電力利用熱交換システム・水道水節水システム等が設置されているため、これらを有効に活用するとともに、送迎車のアイドリングストップやペットボトルの回収、裏紙の再利用等に引き続き取り組みます。

介護保険事業

● 介護予防支援事業

《職員体制》

社会福祉士 2名（常勤・兼務1名）
看護師 1名（常勤）
主任ケアマネジャー 1名（常勤 管理者兼務）

《目標》

1. 要支援認定を受けた利用者が、身体および生活状況に応じ、自立した日常生活を送ることが出来るよう支援します。
2. 必要なサービスが適切に利用できるよう、その人らしさを反映した介護予防プランを作成し、適切なサービス利用の調整を行います。また、介護保険サービスのみならず、インフォーマル情報を積極的に取り入れます。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

通常のサービス提供地域を超える地域への訪問および出張の際には、その旅費（実費）の負担をお願いすることがあります。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

法人内の弁護士・臨床心理士・医師等の専門職に相談しやすい環境です。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
154	154	154	154	154	154
10月	11月	12月	1月	2月	3月
160	160	160	162	162	162

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

介護支援専門員	管理者（常勤兼務）	1名
	常勤専従	2名
	常勤兼務	1名

《目標》

1. 住み慣れた地域でその人らしく自立した生活を営むことを目標とし、ご利用者の意思を尊重し、心身や置かれている環境状況等に応じた居宅サービス計画の作成に努めます。
2. サービスの提供にあたっては、サービス種類や事業者に偏ることなく、また介護保険サービスのみならず地域のインフォーマルサービス情報も情報提供して、ご利用者ご自身にあった、より良いサービスをご自身で選択できるように支援いたします。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- ・ 通常のサービス提供地域を超える地域への訪問、出張の際にはその旅費（実費）のご負担をお願いすることがあります。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・ 法人ケアマネ会議
2か月に1回（奇数月）同法人4か所の居宅介護支援事業所のケアマネジャーが定期的に集まり、制度解釈の情報交換、事例検討、研修などを実施し、ケアマネジメントの質の向上に努めています。法人内で弁護士や臨床心理士、医師等の専門職に相談することができ、自己研鑽の機会多く設定されています。
- ・（丘の上倶楽部）
平成23年5月より近隣の居宅介護支援事業所と協働のもと情報交換・事例検討の場を2か月に1回（偶数月）開催しています。現在は5か所の居宅介護支援事業所のケアマネジャーが会議に参加しています。
平成26年度より法人ケアマネ会議と丘の上倶楽部へ新吉田地域ケアプラザの協力医にも出席いただき、医療的な視点からの助言をいただいています。
- ・ 地域に数多くある福祉施設と地域の方々との橋渡し役として、地域の福祉施設の理解を深めることを目的とした地域の福祉施設見学会を、近隣の介護老人保健施設と新羽地域ケアプラザと企画共催で年に1回開催しています。平成26年度の施設見学会には22名の地域住民の方が参加されました。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
85	85	90	90	90	100
10月	11月	12月	1月	2月	3月
100	110	110	110	115	115

● 通所介護事業

《提供するサービス内容》

- サービス計画書の作成
- 介護サービス(送迎・入浴・昼食・機能訓練)
- 健康チェック(体温・血圧・一般状態の観察)
- 生活相談の助言・指導

《実費負担(徴収する項目ごとに記載)》

● 1割負担分

- (要介護1) 710円
- (要介護2) 838円
- (要介護3) 969円
- (要介護4) 1,101円
- (要介護5) 1,233円

● 食費負担 750円

● 入浴介助加算(1割負担分) 53円

● キャンセル料金(食材費) 500円(利用当日キャンセルの場合)

※ その他、実費相当を徴収するものについては、各施設で項目を増やして記載をしてください。

《事業実施日数》 週 6 日

《提供時間》 9:00 ~ 16:00 (半角で入力 例 9:00~16:00)

《職員体制》

- 管理者 1名(常勤兼務)
- 生活相談員 3名(常勤兼務)
- 看護職員(機能訓練員兼務) 4名(常勤兼務1名 非常勤兼務3名)
- 介護職員 17名(常勤兼務3名 非常勤兼務14名)
- 送迎職員 7名(非常勤兼務)
- 事務職員 1名(非常勤兼務)

《目標》

- ・ゆったりとした自由な空間の中でご自身が楽しみを見つけられるように支援します。
- ・日常生活動作の1つ1つがリハビリと捉えて意識して残存機能の低下を防止します。
- ・残された力で生活の喜びと自信を感じていただけるよう支援します。
- ・職員やお仲間と安心して過ごせる社会交流の場を提供します。
- ・個別ニーズに沿った適切なサービス提供に努めます。
- ・食前の口腔周辺の体操や食後の口腔ケアの励行により、高齢者に多い誤嚥性の肺炎の発症防止に努めます。
- ・介護者の介護負担軽減に期するサービス提供に努めます。

《その他(特徴的な取組、PR等)》

- ・入浴・排泄等の介助については同性介助をしています。
- ・曜日ごとにクラブ活動があり(手芸・書道・絵画など)楽しんで頂いています。

《利用者目標(延べ人数)》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
676	676	676	702	676	676
10月	11月	12月	1月	2月	3月
702	650	598	624	650	702

● 介護予防通所介護事業

《提供するサービス内容》

- サービス計画書の作成
- 介護サービス(送迎・入浴・昼食・機能訓練)
- 健康チェック(体温・血圧・一般状態の観察)
- 生活相談の助言・指導

《実費負担(徴収する項目ごとに記載)》

● 1割負担分

- (要支援1) 1,773円
- (要支援2) 3,672円
- 食費負担 750円
- キャンセル料(食材費) 500円

※ その他、実費相当を徴収するものについては、各施設で項目を増やして記載を
してください。

《事業実施日数》 週6日

《提供時間》 10:00 ~ 15:00 (半角で入力 例 9:00~15:00)

《職員体制》

- 管理者 1名(常勤兼務)
- 生活相談員 3名(常勤兼務)
- 看護職員(機能訓練員兼務) 4名(常勤兼務1名 非常勤兼務3名)
- 介護職員 17名(常勤兼務3名 非常勤兼務14名)
- 送迎職員 7名(非常勤兼務)
- 事務職員 1名(非常勤兼務)

《目標》

- ・ゆったりとした自由な空間の中でご自身が楽しみを見つけられるように支援します。
- ・日常生活動作の1つ1つがリハビリと捉えて意識して残存機能の低下を防止します。
- ・残された力で生活の喜びと自信を感じていただけるよう支援します。
- ・職員やお仲間と安心して過ごせる社会交流の場を提供します。
- ・個別ニーズに沿った適切なサービス提供に努めます。
- ・食前の口腔周辺の体操や食後の口腔ケアの励行により、高齢者に多い誤嚥性の肺炎の発症防止に努めます。
- ・介護者の介護負担軽減に期するサービス提供に努めます。

《その他(特徴的な取組、PR等)》

- ・入浴・排泄等の介助については同性介助をしています。
- ・曜日ごとにクラブ活動があり(手芸・書道・絵画など)楽しんで頂いています。

《利用者目標(契約者数)》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
15	15	15	15	15	15
10月	11月	12月	1月	2月	3月
15	15	15	15	15	15

地域ケアプラザ

1 総合相談（高齢者・子ども・障害分野への対応）

ケアプラザが丘の上にあるという事から、来所での初回相談数は少なく、まずはお電話をいただいてから地域に出向いています。この丘の上に地域の身近な総合相談窓口があることを、いかに広く地域に周知するかが鍵となっています。引き続き2地区の各町内会の会合や民生委員児童委員協議会等にこまめに顔を出し、ケアプラザの周知を徹底していきます。今年度は地域の身近にある町内会館等での、出張相談を検討していきます。また、丘の上の音楽会など自主企画事業の際には、ケアプラザ機能の紹介をして広く周知していきます。

新田クラブなど地域の方々で実施されている高齢者サロンや体操会等に、積極的に参加して、相談・情報提供に努めます。

障がい分野への対応には、同法人のしんよこはま地域活動ホームや支援センター海、港北区生活支援センター等との連携を図り、より相談者のニーズに沿った対応に努めます。

自主事業の子育て支援サロンはぐピョンや地域運営のサロンよしだっこ、赤ちゃん会などに参加して、子育て中の親子さんの相談・情報提供に対応していきます。

また、地域のインフォーマルサービス等の情報収集に努め、その資料を整備したり等、様々なご相談に対して柔軟な対応、適切な情報提供が出来るような体制作りを心がけます。

2 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携

ケアプラザの自主事業については、地域包括の3職種＋地域活動交流のコーディネーターの4職種の協働で実施します。

2地区の地域福祉保健計画推進委員会では、地域包括の3職種も各地区のサポートスタッフとしてコーディネーターと共にその役割を担い、地域情報を共有してその対応に当たります。

また、新吉田小学校区の元気づくりステーション事業や介護予防普及強化事業、粹な男の健康教室、男の料理教室では地域交流と包括が連携してその実施にあたります。日々の打ち合わせによる情報交換や定例会議等で情報共有を図り、4職種の連携のもと、適切な事業運営に努めます。

地域包括のご相談で、地域のインフォーマルサービスとして、園芸ボランティアみらいや生活支援ボランティアほっと新吉田等、地域交流が把握している地域のボランティア活動団体に積極的に繋いでいきます。

地域交流事業のチラシ配布や掲示のお願い先と、包括のチラシ配布先の情報を照らし合わせ、効率的な配布PRとボランティア獲得作戦を進めます。

3 職員体制・育成

各事業の常勤職員を適切に配置した職員体制で事業運営していきます。昨年度末での地域包括支援センター保健師職の退職後の不在については、早急に対応していきます。この間の職性が必要となる相談・対応については、他部門の看護師職及び所長が、フォローしていきます。

法人による職員育成計画の中で実施される目標達成プラン、年間通しての研修計画が書かれた研修ノートが配布されます。法人内の職員による人権委員会があり、年に1回は法人全体で、人権にかかわるテーマでの人権研修があります。今年度よりコーチングを学べる機会があるなど、各職員が自己研鑽できる機会が多くあります。職員が自主的に専門性の向上を図る取り組みを、法人が積極的にサポートすることを目的とした研修規程があります。互いに高め合いやりがいを感じる等、生きがいある働きやすい職場の風土の醸成、職場環境整備に努め、職員の定着化を図ります。

4 地域福祉のネットワーク構築

2地区の各地域福祉保健計画にサポートスタッフとして、区役所・区社協との連携のもと、積極的に関わりを持ち各関係機関・団体間の橋渡しが担えるよう努めていきます。各地区のパイプ役を積極的に担い、2地区全体のネットワーク構築を目指します。特に認知症徘徊高齢者の見守りネットワーク“さがしてネット”では、両地区の事務局を担い、新吉田地域全体の認知症サポートシステムを強化していきます。民生委員児童委員協議会や新吉田地区社協が運営するやすらぎの家の定例会、ほっと新吉田等地域で活動するボランティア団体の定例会等に引き続き参加していきます。また、地域のインフォーマルサービスである高齢者サロン、体操会にも参加し、そのつながりを強化します。老人会への出前講座等も引き続き実施していきます。自主事業である子育て支援事業“はぐピョン”等を通して、地域子育て支援拠点どろっぷや、地域にある5つの保育園との連携も強化していきます。また、この地域には、様々な種類の介護保険施設が数多くあります。その施設とケアプラザの連絡会を一昨年度より取り組んでおり、昨年度は、介護保険の在宅サービスである、ショートステイでの看取りの現状や課題を情報共有しました。今年度はその課題の解決に向けて、医師会にご相談したいと考えております。また、災害時要援護者支援をテーマに、連絡会を開催したいと考えています。様々な種類の施設の違いなどを知って頂く機会として、毎年開催している地域の施設見学会をも引き続き、居宅介護支援事業所と連携して開催していきます。学齢障がい児余暇支援事業や“こうほくからふる”を通して、ともだちの丘等地域活動ホームとの連携、自主事業「生活のしづらさを考える」シリーズでは、港北区生活支援センターと連携して参ります。同法人内の支援センター海とも連携した相談対応を実施していきます。昨年度より、各地区の連合町内会会合に参加して、ケアプラザの情報をお伝えする機会をいただいています。

5 区行政との協働

地域の身近な福祉・保健の総合相談窓口である地域ケアプラザは、職員数は変わらないが、相談業務の他、年々、様々な業務が求められています。区職員、ケアプラザの役割分担を理解し、区職員との連携を強化し、その役割を担っていきます。

地域福祉保健計画では区役所及び区社協との連携のもと、サポートスタッフとして、“地域力”の充実、強化を推進して参ります。

ウォーキングの姿勢など、より効果的なウォーキングを学び、地域で指導できるボランティア育成のための体操ボランティア養成講座を開催します。

共生まつりで健康づくりイベントを開催してその啓発に努めます。

ボランティア団体の協力のもと、今年度もオープンガーデンに参加しその魅力を地域住民に発信します。

地域と連携して災害時要援護者事業を支援していきます。

新田小学校区地域防災拠点訓練に参加し、その取組を支援していきます。

“活気にあふれ、人が、地域がつながる「ふるさと港北」”を推進します。

地域活動交流部門

1 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

地域福祉保健計画推進委員会や地区社協が運営するボランティアセンター“やすらぎの家”の定例会議等地域福祉の会議に積極的に参加、また地域のボランティア団体の定例会議に参加しての定期的な情報収集とともに、自主事業の参加者へのアンケートや貸館利用者へのアンケート等により情報収集に努めます。また、地区のサロンや体操会にも引き続き積極的に出向き、運営して下さっているボランティアや委嘱委員の方々との情報交換に努めます。

情報提供については毎月発行している広報紙“てっぺんひろば”の中で、引き続き地域の福祉保健活動情報の記事内容を充実させるとともに、広報紙やチラシの商店等配布先の拡大に努めます。また、地域活動交流事業のホームページ、Twitter、ブログを運用し、新鮮な地域情報や2地区の福祉保健活動情報の発信を続けます。紙面の限られる広報誌から、読んでくださった方をブログに誘導し、さらに情報量の多い発信に努めます。様々な媒体を駆使し、幅広い年代の方に情報提供の機会を増やし、情報のとりやすさを提供したいと考えております。

2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

デイサービスや自主事業への協力等、福祉保健活動の実施を依頼し、ご協力いただきます。趣味的な活動団体が活動計画の中に、福祉保健活動を取り入れてもらえるよう働きかけます。また、作品制作が多い団体向けには作品発表の機会を提供します。また、活動団体などの協力により地域向けの自主事業“丘の上音楽会”を年間4回開催、デイサービスや近隣のグループホーム向けにバラエティーショー等を開催します。ケアプラザの自主事業から立ち上がった、読み聞かせサークルを中心に子育て支援事業“はぐピョン”を運営していきます。その、はぐピョンに参加して下さるお母さんたちに、はぐピョンのボランティアとして活動していただくなど、新たなボランティアの発掘、育成に努めます。ボランティア団体の定例会議等による貸部屋の利用等、お部屋の利用を積極的に進めていきます。

3 自主企画事業

- | | |
|------------|---|
| 1.高齢者支援 | 介護予防体操・男の料理教室・粋な男の健康講座 |
| 2.子育て支援 | 子育て支援サロン |
| 3.障がい者支援 | 学齢期障がい児余暇支援（こうほくからふる・こうほくなつとも） |
| 4.ボランティア支援 | シニア体操サポーター講座・読み聞かせ講座
盲導犬に会いに行こう |
| 5.地域支援 | 丘の上の音楽会・地域活動の周知
地域ボランティア団体のサポート
生活のしづらさシリーズ（年間3回） |

以上5本柱に沿った自主企画事業を実施します。

4 ボランティアの育成及びコーディネート

多くのボランティア団体の担い手不足が課題となっています。引き続き既存のボランティア団体がボランティアを募集するための支援を強化します。ボランティア連絡会を開催し、実際にボランティア活動をしている方々のご意見や様子をお伺いしながら、ケアプラザとボランティア団体の方が協力して、新たな担い手確保に取り組みます。広報誌“てっぺんひろば”やブログ等の電子媒体も活用し、ボランティア募集情報の発信に努めます。また、各ボランティア団体の募集チラシをケアプラザに掲示するだけでなく、地区センターなどの趣味活動団体に配布することができるよう地区センターなどとも協力体制をつくれるように努めます。園芸ボランティア団体みらいには、上手な花の育て方の自主企画事業にスタッフとして参加していただき、ボランティア団体を周知し、参加者がその後の活動につながるような関係づくりを進めます。既存の高齢者の介護予防体操関係のボランティア団体の方々の研修機会として、介護予防体操リーダー養成講座等を開催し、知識の向上と新規ボランティアの獲得に努めます。また、地区社協が運営しているボランティアセンター“やすらぎの家”と連携のもと、地域のボランティア活動の情報提供に努めます。

地域包括支援センター

1 総合相談・支援

総合相談

- ・町内会の会合や民生委員児童委員協議会定例会に定期的に出席し、顔の見える関係作りと総合相談窓口があることを広めていきます。
- ・地域の方から相談されやすい信頼関係を築き、適切な機関や制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローしていきます。
- ・積極的なアウトリーチを心掛け、ケアプラザに来所できない方へは訪問をします。
- ・緊急対応や困難ケースについても利用者の背景を理解し、必要に応じて区役所や関係機関との連携を図っていきます。

地域包括支援ネットワークの構築

- ・各地区のパイプ役を積極的に担い、2地区全体のネットワーク構築を目指します。
- ・地区の認知症徘徊高齢者の見守りネットワーク“さがしてネット”に関しても地域の集まりに出席し、メール登録を積極的に推進していきます。
- ・この地区の特色である地域の中に数多くある福祉施設と地域の方々が繋がる取り組みを実施していきます。
- ・地域ケア会議の充実を図り、関係機関及び関係者に参加を求める取り組みを行い、地域包括ケアシステムの実現に向けての活動を行います。

実態把握

- ・個人情報取扱いに注意しながら、地域の集まりへの参加や個別の訪問、また一人暮らし高齢者地域で見守り推進事業の情報について、民生委員等と連携し、情報交換を行います。
- ・出来る限り訪問を行って、地域の課題及び状況の把握に努めます。見つけられた課題についてはケアプラザ全体で共有し、各事業に反映させるよう努めます。

2 権利擁護

権利擁護

- ・地域の方の消費者被害や振り込め詐欺被害の防止、成年後見制度の相談など、必要に応じて関係機関への橋渡しや申し立ての支援を担います。
- ・地域で成年後見制度や高齢期のお金に関する講座等を開催し、権利擁護の視点を貫いた支援に努めます。
- ・今年度も行政書士無料相談会を開催し、遺言や相続も含めた相談の支援をしています。市民後見制度や後見信託制度などの研修に積極的に参加し、それを相談業務で活用していきます。

高齢者虐待

- ・日頃から地域住民、地域関係団体、居宅介護支援事業所との連携を図り、相談・通報しやすい関係を構築し、早期発見・早期対応に努めます。
- ・地域住民への高齢者虐待防止の理解を深める広報・啓発活動を行います。虐待の相談を受けた際は、区へ報告、調査、役割分担を確認して速やかな対応に努めます。
- ・「港北区高齢者虐待防止ハンドブック」の研修を希望された地域の方や事業所向けに開催します。
- ・高齢者虐待防止連絡会に参加して、事例検討等を通して個別の具体的な介入方法や予防のための見守り活動等の理解を深めます。

認知症

- ・地域向けに認知症や徘徊ネットワークについて理解を深める講座を開催します。また、認知症の人やその家族を見守り支援する認知症サポーター養成講座も開催していきます。
- ・今年度も介護者のつどいを定期開催し、介護者同士の交流の場を設け、介護を継続するための支援をします。
- ・判断力が低下してもその人らしく、地域で生活できるように、関係機関と連携して支援します。

3 介護予防マネジメント

二次予防対象者把握

- ・日々の相談業務や自主事業、老人会や体操会やサロン、民生委員児童委員協議会等地域の集まりに積極的に出向く等を通して対象者の把握に努めます。把握された対象者には、介護予防プログラムや元気づくりステーションへの参加を促します。
- ・二次予防対象者を早期に把握し、要介護状態になるのを予防することを通して、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援します。

介護予防ケアマネジメント力

- ・利用者本人及び家族とのコミュニケーションを密にしながら、介護予防の必要性や目的について分かりやすく説明し、本人が意欲的に生活できるようなプランができるよう支援します。
- ・介護予防従事者研修を通じて、地域のケアマネジャーに明確な目標設定を持った介護予防ケアプラン作りを普及します。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域住民、関係機関等との連携推進支援

- ・ 地区の民生委員児童委員協議会に定期的に参加しながら、必要に応じて勉強会を開催していきます。民生委員とケアマネジャーとの交流・情報交換会を開催し、顔の見える関係作りと連携を深めます。
- ・ 保健活動推進員や消費生活推進員の方々との共催による勉強会の機会を設けます。
- ・ グループホームや介護老人保健施設の運営推進会議に参加することにより、施設と地域の橋渡しをするとともに、より緊密な地域ネットワーク化を目指していきます。
- ・ 認知症サポーターを養成することで、地域に認知症の理解を広め、地域の見守りネットワーク構築していきます。新規のキャラバンメイトの発掘にも努めます。
- ・ 元気づくりステーションの継続支援や新規立ち上げ、地域の介護予防活動（体操教室やサロン）が求めるミニ講座（口腔ケア・栄養・認知症及び予防）を行います。

医療・介護の連携推進支援

- ・ 区や各関係機関との情報の共有及び連携に努めます。
- ・ 地域ケア会議の開催と協力の呼びかけのためにも、医療機関との連携を強化します。
- ・ 高齢者支援ネットワークにおいて、医師会、歯科医師会、薬剤師会、区、事業者、包括等で、医療と福祉の連携をテーマに、連携の課題を話合う研修会を年3回開催予定しています。

ケアマネジャー支援

- ・ 区内包括合同の企画としては、「生活保護制度・生活困窮者自立支援法について学ぶ」を5月19日に開催し、その後は「ケアマネジャーと訪問看護ステーションとの懇談会」「対人援助技術研修」等の講座を予定しています。
- ・ 高齢者支援ネットワークにおいて、医師会、歯科医師会、薬剤師会、区、事業者、包括等で、医療連携の研修会を年3回開催し、顔の見える関係作りと連携を深めます。
- ・ 新任ケアマネジャー向け講座としては、「介護保険外サービスについて」の研修を予定しています。
- ・ 毎年行っているインフォーマルリストなどの地域情報の更新や編集を行い、ケアマネジャーに配布します。
- ・ 地域の居宅介護支援事業所の訪問を通じて、顔の見える関係作りを強化し、最近の制度やサービスの情報提供をします。また、担当している支援が困難なケースの把握や支援ができるようにしていきます。
- ・ 法人内及び地域のケアマネジャー勉強会に参加し、情報共有及び支援方針の援助を行います。また、ニーズに応じて、研修会や講習会を実施します。

多職種協働による地域包括支援ネットワーク

- ・地域の多職種協働による地域包括ネットワークを構築して地域包括ケアシステムを推進していきます。
- ・個別の地域ケア会議を開催し、個別支援の充実を図るとともに、地域課題を抽出し、地域住民、医療機関、サービス事業所等を交えて検討し、課題解決に努めていきます。平成27年度は、6月と11月に個別レベル、平成28年2月に包括レベルの地域ケア会議を予定しています。

介護予防事業

介護予防事業

地域交流と協働のもと、粋な男の健康講座を年間通してシリーズで開催します。5月、6月、8月、10月、11月、1月、2月、は、介護予防体操を地域の体操講師に依頼して開催します。7月、9月、3月は、男の料理教室を地区センターと共催します。講座終了後、参加者による自主活動を促し、介護予防の取り組みが広がるよう努めます。

7月には、新羽地域ケアプラザと共催でロコモ予防講座を開催し、介護予防の啓発に取り組めます。

今年度も地域の保健活動推進員と共催で認知症講座の開催に取り組めます。区職員と連携して、元気づくりステーションの検討や活動の支援に努めます。

その他

アンケートでも抽出された地域へのケアプラザ・包括の周知不足という課題について、包括の案内チラシを新しくして、地域の医療機関、薬局、コンビニ等に配布、掲示依頼します。ウォーキングの姿勢を中心とした、体操ボランティア養成講座を11月～5回シリーズで実施します。

今年度は、町内会館での出張相談に取り組んでいきます。

平成27年度 地域ケアプラザ収支予算書

施設名:新吉田地域ケアプラザ

平成27年4月1日～平成28年3月31日
(単位:千円)

	科目	地域活動交流	地域包括支援センター			居宅介護支援	通所介護	予防通所介護
			包括的支援	介護予防事業	介護予防支援			
収入	指定管理料等収入	16,364	23,372	149				
	介護保険収入				4,000	15,100	62,200	6,000
	その他							
	認定調査費					200		
	利用者食費収入						6,500	
	利用者等外食費収入						1,350	
	雑収入						250	
	収入合計(A)	16,364	23,372	149	4,000	15,300	70,300	6,000
支出	人件費	11,544	20,586		3,000	12,000	50,670	
	事務費	641	365			1,650	8,641	
	事業費	1,145	925	149			5,945	
	管理費	2,519	614			1,000	8,717	
	その他							
	修繕費	474	126					
	運営協議会費	41						
協力医謝金		756						
	支出合計(B)	16,364	23,372	149	3,000	14,650	73,973	
	収支 (A) - (B)	0	0	0	1,000	650	2,327	

※ 介護予防プランを他事業者へ委託する場合の取扱は、介護報酬を一旦全額収入に計上した後、他事業者へ委託料として支払う分を支出に計上してください
 ※ 上記以外の事業(認知症対応型通所介護等の事業)を実施している場合は、事業ごとに列を増やして同じように記載をしてください。